

P T A 会則



武蔵野市立千川小学校 P T A

保存版

武蔵野市立千川小学校PTA会則

◇第1章 総則

第1条 名称および事務所所在地、設立年月を次のように定める。

1. 名称 : 武蔵野市立千川小学校PTA(父母と教職員の会)
2. 事務所 : 東京都武蔵野市八幡町3-5-25 (武蔵野市立千川小学校内)
3. 設立年月 : 昭和29年4月 武蔵野市立関前小学校PTA設立
: 昭和42年4月 校名変更に伴い、武蔵野市立千川小学校PTAと改名

◇第2章 目的および活動

第2条 この会は、父母と教職員が協力して、おたがいの一般的教養を高め、児童憲章、教育基本法に示された精神にのっとり、教育の充実向上と児童福祉の増進をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動を行う。

1. 学校と家庭と社会との関係をいっそう緊密にし、教育環境を整え、児童の教育に協力する。
2. 学校行事に協力する。
3. 児童の健康安全、福利厚生をはかる。
4. 児童の学業を奨励する。
5. 児童の校外生活の健全化および環境浄化をはかる。
6. 学校施設の整備充実につとめる。
7. 会員の親睦をはかり、教養を高め、特に教育上の研究を推進する。
8. 会員の慶弔、厚生をはかる。
9. その他、必要と認められた事項。

◇第3章 性格および方針

第4条 この会は、教育を本旨とする非営利的、非宗教的、非政党的な民主団体であって、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教ならびに公職選挙における特定の候補者を支持しない。
2. 会の自主独立を重んじ、他のどのような団体個人の支配、統制、干渉も受けない。
3. 学校の運営ならびに行政事務・教職員の人事・給与に干渉しない。
4. 他の学校PTAおよび児童福祉のために活動する他の社会的諸団体・諸機関と協力する。

第5条 この会の会員は、この学校に在籍する父母(またはこれにかわる者)およびこの学校に勤務する教職員とする。

◇第4章 機関(集会)

第6条 この会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 常任委員会
3. 役員会
4. 学年部会
5. 校外生活部会
6. 文化厚生部会
7. 広報部会

◇第5章 役員および会計監査・顧問

第7条 この会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長 1名(P)
2. 副会長 4名(P3・T1)
3. 書記 3名(P2・T1)
4. 会計 3名(P2・T1)

ただし、P連の当番校、または周年行事にあたる年に限り、会長は常任委員会の承認を得て役員を増員することができる。

第8条 役員は会員の中から選出し、総会の承認を経て決定する。
もしくは、常任委員会の承認を得れば、信任投票にて、決定する事ができる。

第9条 役員は、他の役員を兼ねてはならない。

第10条 役員の任期は1年とする。但し再任することができるが、原則として連続2年までとする。補欠により就任したものの任期は前任者の残存期間とする。

また、P連の当番校にあたる年に限り、役員の任期を3年とする事ができる。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会の代表であり、会務をまとめ、会の運営について最高の責任を追う。
総会・常任委員会・役員会を招集する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その代理をする。

3. 書記は次の仕事をする。

①総会、常任委員会、役員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録し、保管する。

②前項各会合について通知する。

③会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

4. 会計は、予算にもとづいていっさいの会計事務を処理し、総会および必要な場合にそれを報告する。

第12条 この会の会計事務を監査するために2名(父母会員)の会計監査委員をおく。

会計監査委員は、役員および委員を兼ねてはならない。但し前年度会計が最終学年の場合、卒業父母が会計監査を担うことができる。卒業父母が転出している場合、前年度役員等が代行する事ができる。

第13条 会計監査委員の選出、任務については、役員の選出、任期を規定した条項を準用する。

第14条 この会に顧問をおくことができる。

1. 顧問は、常任委員会で年ごとに推薦する。

2. 顧問は、会長の諮問に応じ、意見をのべることができる。

◇第6章 役員選考委員会

第15条 役員および会計監査委員選出方法として、役員選考委員会(以下「選考委員会」と呼ぶ)を組織する。

第16条 選考委員会は会員より推薦された被推薦者に交渉し、被推薦者の同意を得て各役員別に定員以上の候補者をたてる。

第17条 選考委員会および役員選出についての必要な事項は細則で定める。

◇第7章 総会

第18条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

1. 総会は、定期総会と臨時総会とする。
2. 定期総会は、年1回とし、毎年度のはじめにひらく。
3. 臨時総会は、次の場合にひらく。
 - ①会長が必要と認めたとき。
 - ②常任委員の過半数が必要と認めたとき。
 - ③会員の5分の1以上が必要と認めたとき。
4. 総会の正副議長は、そのつど役員以外の会員から選出する。
5. 次の事項は、総会で審議しなければならない。
 - ①役員、会計監査の選出
 - ②会務報告、会計報告、会計監査報告
 - ③事業計画、予算の決定
 - ④会則の改正
 - ⑤その他必要と思われる事項
6. 総会は、全会員の5分の1以上の出席がなければ開くことができない。
7. 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。
8. 委任状は6項の成立定数には認めるが、7項の「出席者」には含まない。したがって委任状は、総会決定に対する白紙委任とする。

◇第8章 常任委員会

第19条 常任委員会の構成は次のとおりとする。

- ①役員
- ②学年部、文化厚生部、広報部、校外部の正副部長
および各部所属T会員代表 各1名
- ③学級委員長
- ④特別委員会が設けられている場合は、その正副委員長
- ⑤そのほか会長が必要と認めた者

第20条 常任委員会は、各学期必要に応じて3回程度開き、予算案の作成、予算の執行、その他の必要事項を審議し、各部の活動につき連絡調整をはかる。

第21条 常任委員会の議長は、毎回会長が委嘱する。

第22条 常任委員会の議事は、出席者の過半数で議決する。但し、重要な案件については、3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。

◇第9章 役員会

第23条 役員会は、役員全員で構成し、会長が必要に応じて招集する。

第24条 役員会は、各部会および同好会との連絡を保ち、常任委員会に提案する事項の企画、立案にあたる。

第25条 役員会は、常任委員会等より委任された事項および緊急を要するため常任委員会にはかることができない事項について協議決定し、後日の常任委員会に報告し、承認を求める。

◇第10章 学年部会

第26条 学年部会は、学年、学級に関する活動を行い、また、学年、学級相互の連絡調整をはかる。

第27条 学年部会は、各学級ごとに選ばれた学級1名ずつの委員と若干名のT会員により構成し、部員の互選により正副部長をおく。

1. 学年部長は、部会を招集し、その議長となり集会の運営ならびに協議事項の実施にあたる。

第28条 学年部の中に次の機関(集会)をおき、次の活動をする。

1. 学年集会

①学年の父母と担任の教師により構成し、学年児童の健全な成長と学年会員の親睦向上をはかる。

②学年集会は、学級委員を選出し、指定された各部に委員を送り出す。

2. 学年委員会

①学年委員会は、各学年の学級委員により構成し、学年内の諸問題に取り組み、学年集会の中心になって活動する。

②学級委員長は、学年部担当の委員があたる。副委員長はその他の学級委員全員があたる。

③学級委員長は、学年集会、学年委員会を招集し、議長となり、協議事項の実施にあたる。

◇第11章 校外生活部会

第29条 校外生活部会は、校外における児童の生活指導に関する活動を行う。

第30条 校外生活部会は、指定された学年ごとに選ばれた若干名の委員と若干名のT会員により構成し、部員の互選により正副部長をおく。

1. 校外生活部長は、部会を招集し、その議長となり集会の運営ならびに協議事項の実施にあたる。

第31条 校外生活部会は、青少協との連絡協議のため、千川地区委員会に委員を送る。また、地域関連団体と協力することができる。

◇第12章 文化厚生部会

第32条 文化厚生部会は、会員の教養向上と厚生に関する活動を行う。

第33条 文化厚生部会は、指定された学年ごとに選ばれた若干名の委員と若干名のT会員により構成し、部員の互選により正副部長をおく。

1. 文化厚生部長は、部会を招集し、その議長となり集会の運営ならびに協議事項の実施にあたる。

◇第13章 広報部会

第34条 広報部会は、広報誌「千川」の編集、発行、その他の広報活動を行う。

第35条 広報部会は、指定された学年ごとに選ばれた若干名の委員と若干名のT会員により構成し、部員の互選により正副部長をおく。

1. 広報部長は、部会を招集し、その議長となり集会の運営ならびに協議事項の実施にあたる。

◇第14章 特別委員会

第36条 特別な事項について必要があるときは、常任委員会の議決を経て、特別委員会を設けることができる。

第37条 特別委員会の委員は、常任委員会の審議を経て会長が委嘱する。

第38条 特別委員会は、委員の互選により選出した正副委員長をおく。

第39条 特別委員会は、その任務が終了したときに常任委員会に報告し、解散する。

◇第15章 同好会

第40条 同好会は、会員相互の親睦と教養を高めることを趣旨とする。

第41条 同好会は、常任委員会の承認をもって成立、廃止する。

第42条 同好会は、責任者を定め、その活動は同好会内で自主的に行う。

第43条 同好会責任者は、予算請求、会務報告などの必要のあるときには、予算編成会議、常任委員会へ出席し、意見を述べることができる。

◇第16章 会計

第44条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

第45条 会費は年額2,100円とし、会員1世帯単位で納入するものとする。但し、年度の途中で転出しても返金はしない。また、転入の場合、1学期転入：2100円、2学期転入：1400円、3学期転入：700円とし、令和4年度より徴収方法を銀行振込に変更する。振込手数料は転入者負担とする。災害その他やむを得ない事由により、PTAの活動が縮小される場合には、総会の承認により、会費を減額できるものとする。ただし、すでに徴収された会費については返金するものではなく、会費徴収後の事由においては翌年度に限り減額できるものとする。

第46条 団体傷害保険・賠償責任保険費用を、家庭の児童数に関係なく一世帯につき一律100円とする。この変更は令和4年4月1日より施行する

第47条 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

第48条 この会の会計処理規定は別に定める。

◇第17章 慶弔規定

第49条 会員ならびに、児童の慶弔に関する支出の規定は別に定める。

■ 付 則

1. この会則の改正は、常任委員会の審議を経て、総会に付議する。
2. この会の運営に関し、必要な細則および規定は、この会則に反しない限り、常任委員会の議決をもって定め、改廃することができる。
3. 常任委員会は、細則または規定を制定・改廃したときは、その結果を次期総会に報告しなければならない。
4. 校長は、この会の相談役として、各種会合に出席し、意見を述べることができる。
5. ①この会則は、昭和47年3月13日より施行する。
②第45条は、平成8年4月1日より施行する。
③第8章、第9章、第10章、第11章、第12章、第13章、第14章、第15章は、平成3年4月1日より施行する。
④第20条は、平成15年5月17日より施行する。
⑤第1章を一部改正、平成22年4月1日より施行する。
⑥平成23年4月1日 武蔵野市立千川小学校 PTA組織図を訂正および追加。
⑦第45条を改正し、平成26年4月1日より施行する。
⑧第28条、第45条を改正し、令和3年5月17日より施行する。
6. ◇第10章 第27条、◇第11章 第30条、◇第12章 第33条、◇第13章 第35条、◇第14章の条項については、平成26年度以降、1年間に限り、試行期間として常任委員会の決議を以って、人数を変更できるものとする。

■ 会計処理規定

第1条 千川小学校PTA会計処理は、規約に基づき本規定を基準とする。

1. PTA会計事務を処理するために、収納、支出係をおく。

2. 収納係は、会費およびその他の収入金を収納保管し、徴収した金銭は必ず金融機関へすみやかに預金すること。支出係は、金銭出納簿、元帳、備品台帳の記帳、保管、金銭の支払いならびに、支払請求書および受領書の保管を担当する。
3. 支出係は備品を購入した場合は、備品台帳に記入する。
4. ①支払日・支払い方法については、その年の会計が決定し、年度始めの常任委員会で承認を得るものとする。但し緊急を要する場合はこの限りではない。
②この規定は平成19年4月1日より施行する。
5. 会員が金銭の支払いを請求するときは所定様式の支払請求書に所要事項を記入して、会計に提出する。
6. 予算費目の転用、または予備費から支出するときは常任委員会の承認を得なければならない。
7. ①会計は年2回程度常任委員会に収支状況を報告する。
②この規定は平成15年4月1日より施行する。
8. 事業による特別収入は特別会計により処理する。但し処理規定は下に準ずる。
残金は次年度の臨時収入として繰り入れる。

第2条 会費未納徴収方法

収納係は、学期末に未納者に通知してその回収を計る。

■ 慶弔規定

第1条 千川小学校PTAの会員ならびに児童の慶弔に関する支出は本規定を基準とする。

第2条 職員の退職(死亡を含む)または転任の場合は、記念品を贈る。

第3条 弔慰金は下のとおりとし、代表者が葬儀に参列してこれを贈呈する。

1. 会員及びその配偶者・児童の死亡(5,000円)
2. この規定は平成15年4月1日より施行する。

第4条 その他の見舞は下記のとおりとする。

1. T会員が、水害、火災その他の非常災害によって損害を受けたときは、常任委員会で合議の上決定する。
2. この規定に該当しない慶弔見舞等は、常任委員会で決定する。
3. この規定は昭和59年4月1日より施行する。

■ 細 則

◇第1章 役員選考委員会および役員の選出

第1条 選考委員会は、次の方法によって構成する。

1. 指定された学年ごとに若干名の選考委員を互選により選出する。但し、他の役員との兼任を妨げない。
2. 職員の中から互選により若干名の選考委員を選出する。
3. 選考委員の互選により、正副委員長をおく。
4. 1. の条項については、平成26年度以降、1年間に限り試行期間として常任委員会の決議を以って、人数を変更できるものとする。

第2条 選考委員は、役員および会計監査委員の候補者になることはできない。

第3条 会長は、選考委員の氏名を全会員に知らせなければならない。

第4条 第1回選考委員会は、会長が招集する。

第5条 選考委員会は、各学年より原則3名以上の役員候補を選出する。

第6条 選考委員会は、必要に応じて役員会の協力を得ることができる。

第7条 選考委員会は、互選会までに候補者の氏名を全会員に知らせなければならない。

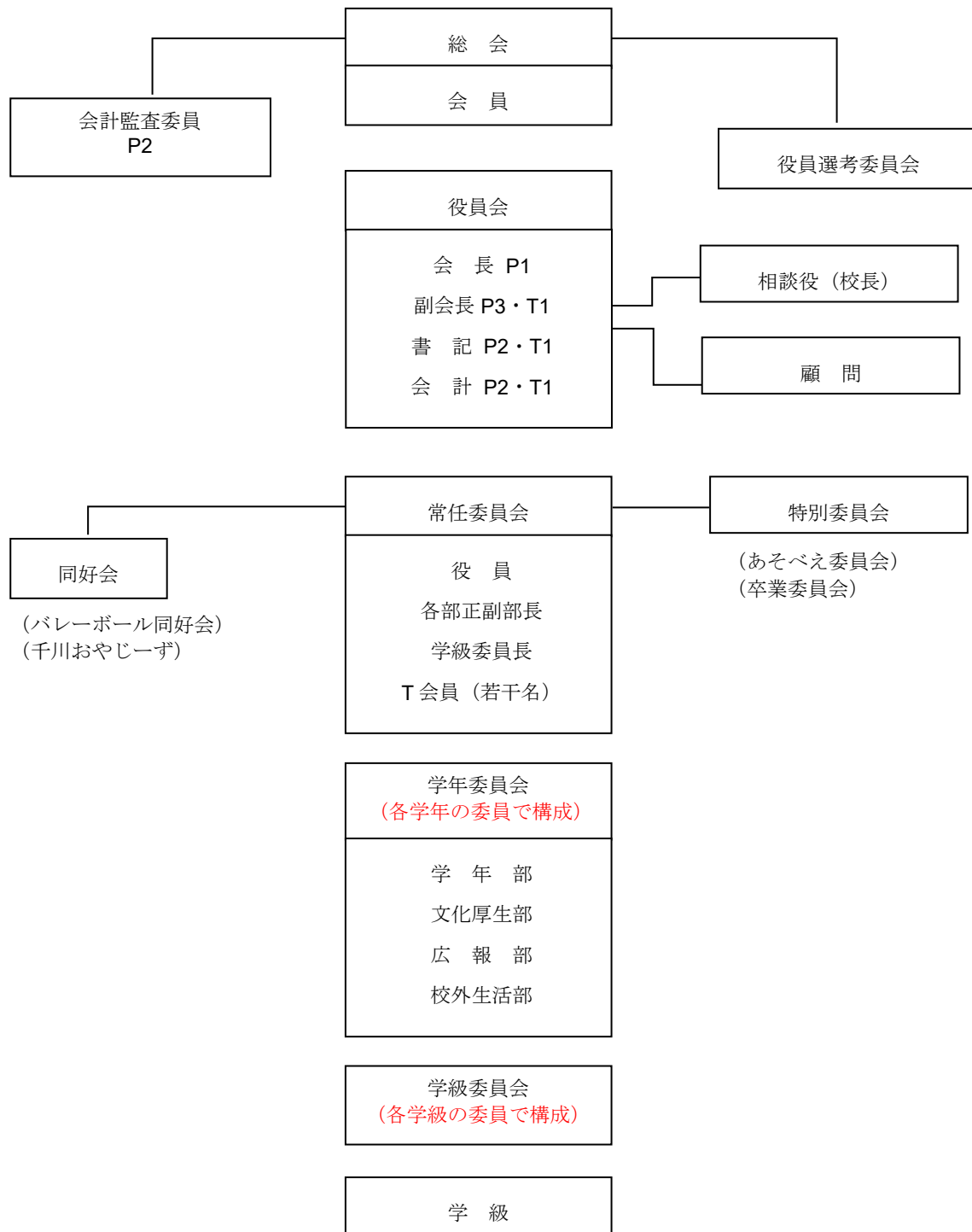
第8条 互選会により、候補者10名（役員8名、会計監査2名）を決定する。

第9条 選考委員会は、年度内に候補者の氏名を全会員に公示し信任投票を行い、その結果を全員に知らせなければならない。

尚、信任投票の成立は、総会の成立に準じ、投票数の過半数をもって信任とする。

第10条 信任により、次年度の役員と会計監査を決定する。同時に選考委員会は解散する。

武蔵野市立千川小学校 P T A 組織図



この会則は、卒業・転出などで退会されるまで
使用しますので、大切に保管をお願い致します。